

WG1：駐在員事務所の設置期限延長

背景：駐在員事務所の設置期限延長について、計画投資省（以下「MPI」という。）投資奨励局とビエンチャン日本人商工会議所との間で協議を行ってきた。2018年4月に企業ヒアリングを受け、同年7月に「外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資省大臣合意（No. 1815/MPI）」（以下「本合意」という。）が発表された。合意の内容について同年10月に開催されたワーキンググループ（以下「WG」という。）会合で確認を行ったが、本会合の場において改めて確認を行う。

日本側

WG 会合でも確認させていただいたが、以下の2点について日本側の認識に誤りがないか確認を行いたい。

1. 第1種駐在員事務所は本合意が発効された2018年を初年度として適用する。つまり2018年7月時点で既に活動を行っていた第1種駐在員事務所は、同年を1年目とし、2022年まで投資ワンストップサービス室（以下「OSS室」という。）へ毎年期限延長の申請を行うことで更新が可能である。
2. 2022年以降については、2022年中にOSS室へ延長申請を行い、中央政府の投資奨励管理委員会の審査を受けた上で最大3年間の設置許可を得ることが可能である。3年間の期間経過後も同様の手続を経ることで、期限を延長することができる。

ラオス側

日本側の認識に誤りはない。

ラオス側

本合意には満足しているか。

日本側

駐在員事務所の延長期限が実質的に撤廃された点については満足。

日本側

10月時点での確認事項は既に実施されているか。実施されていない場合、いつから実施されるか。

ラオス側

既に実施している。

法律策定法に基づく実施手続を完了させた。合意のドラフトを作成した後、ステークホルダーに対し意見公聴を実施した。ラオス商工会議所とも議論を行った。その後、官報に本合意のドラフトを 100 日間掲載し、意見募集を実施。その後、計画投資大臣の署名を経て、発布された。